

# 兵庫県景観審議会委員を募集します。

兵庫県では、景観形成地区等の指定及び大規模建築物の届出などによるまちなみ・建物景観等の形成、屋外広告物の規制と屋外広告業の登録などによる屋外広告物対策、森林・緑地の保全及び緑化の推進などによる緑豊かな地域環境の形成を進めています。

このたび、景観審議会の委員改選にあたって、兵庫県の景観まちづくりについて真剣に考えていただける方に参加いただくため、下記のとおり委員を公募します。

## 【景観審議会の概要】

役割：以下のことを調査審議します。

- ・景観形成地区等の指定、大規模建築物の届出に関すること
- ・屋外広告物を制限する区域の指定、屋外広告物の規制に関すること
- ・適正な土地利用の推進、森林・緑地の保全を誘導するための開発行為の届出に関すること 等

構成等：[委員数] 25名以下

[構成] 学識経験者等（公募委員含む）

## ◇応募資格 下記条件すべてにあてはまる方

- ・兵庫県の景観まちづくりについて関心を持ち、議論できる方
- ・年間3回程度開催する審議会に出席できる方
- ・県内に在住し、又は在勤する満18歳以上の方
- ・国会若しくは兵庫県議会の議員又は国若しくは地方公共団体の常勤職員でない方
- ・他の附属機関等の公募による委員との併任でない方

## ◇募集人員 3名

## ◇任期 2年(令和7年11月～令和9年10月)

## ◇委員の責務等

- ・景観審議会に出席し、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において議論に参加していただきます（\*審議会への出席者には、規定により報酬及び交通費をお支払いいたします）。
- ・県行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。
- ・委員としての地位を、政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用することはできません。
- ・審議において知り得た秘密を漏らしてはいけません。

## ◇応募の方法

所定の応募様式に氏名（ふりがな）、性別、職業等を記入の上、「景観資源の活用について～観光・地域振興と連携するための方策～」というテーマで、800字程度の作文（様式任意）をまとめて、郵送、FAX、メールのいずれかで応募してください。

なお、提出いただいた書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。

## ◇応募締め切り 令和7年8月29日（金） \*郵送の場合は当日消印有効。FAX、メールの場合は当日24時までの受信有効

〒650-8567（個別郵便番号のため、住所を省略できます）

兵庫県まちづくり部都市政策課景観まちづくり班

TEL：078-362-9299 / FAX：078-362-9487

E-mail：toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

## ◇選考方法及び結果通知

作文（一次審査）及び面接（二次審査・9月中旬予定）により委員を決定し、10月初旬に応募者全員に結果をお知らせする予定です。

県内の景観の形成に関する取り組み、屋外広告物についての規制や対策に関する情報、緑豊かな地域環境の形成に関する情報などは、県ホームページで公開しています。

また、県の景観形成の方向性や推進方策を示した『景観形成等基本方針（ふるさと兵庫景観づくり基本方針）』（令和4年改定）もあわせてご覧ください。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23\\_000000023.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000023.html)